

まちづくりニュース

【新大村駅周辺整備事業】

—第6号—

【編集・発行】

施行者：大村市
(都市計画課 新幹線まちづくり推進室)
〒856-8686
長崎県大村市玖島一丁目25番地
TEL：0957-53-4111 (内線438・466)
E-mail：shinkansen@city.omura.lg.jp

●新大村駅周辺土地区画整理審議会委員が決定しました

平成28年11月6日の第3回権利者説明会後、12月4日に土地区画整理審議会委員選挙について、事前説明会を開催し、選挙期日を平成29年2月19日(日)と定め、平成29年1月28日から2月6日まで立候補の受付を行い、宅地所有者から7人の方々が立候補されました。

この結果、届出のあった候補者の数が、当該選挙において選挙すべき委員の定数(学識経験者を除き8人)を超えませんでしたので、無投票により7人の当選が決定いたしました。

今後、審議会委員は、換地計画に関する事項など、事業を適正に執行するための審議を行っていただくこととなります。

新幹線まちづくり推進室では、引き続き、事業の進捗状況や施行者からのお知らせ、まちづくりに関する情報をお示しし、本事業へのご理解をいただきながら事業を進めてまいりますので、今後ともみなさまのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

●審議会委員になられた方は、次のとおりです

委員の氏名(名称)

- | | | |
|-----------|--------|--------|
| ○植松3丁目町内会 | ○服部 和則 | ○水口 重則 |
| ○川添 博之 | ○田中 正則 | ○西川 福男 |
| ○南里 淳子 | (敬称略) | |

上記、審議会委員の任期は、当選公告日の平成29年2月20日から平成34年2月19日までの5年間です。

なお、土地所有者委員が、その所有権を有しなくなった場合、及び委員が成年被後見人、被保佐人、禁固以上の刑に処せられその執行を終えるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者となった場合は、その委員としての地位を失うこととなります。

●土地区画整理審議会の役割等について

1. 土地区画整理審議会とは、**円滑な事業推進のためのチェック機関**です。

(1) 設置の根拠

施行者が土地区画整理事業を施行する際には、土地区画整理法（以下「法」という。）に基づき事業の諮問機関として設置します。審議会は、その任務を終了した場合に廃止されます。

(2) 組織及び委員定数

審議会は、委員の半数以上の出席で成立し、その議事は、出席委員の過半数で決まります。また、可否同数の場合には、会長が決めます。

【当地区の審議会委員の定数は、「施行条例」で10人と定めています。】

審議会委員の定数	10人	任期：5年
土地所有者委員	8人	選挙による当選人
学識経験委員	2人	市長が選任

※当審議会委員の数は、選挙において土地所有者の中から選挙により当選された委員7人（届出のあった候補者の数が選挙すべき委員の数（8人）を超えなかったため無投票による当選）と市長が選任する学識経験委員2人、合せて9人です。

(3) 権限（職務）

審議会は、換地計画、仮換地の指定に関する事項について法に定める権限を行います。（※新大村駅周辺地区で想定される事項を記載しています。）

◆「同意」を必要とする事項

§ 1 換地計画において、私道等の土地について、特別の考慮を払い換地を定めようとするとき（法第95条第6項）

§ 2 評価員を選任するとき（法65条第1項）

◆「意見」を必要とする事項

§ 1 縦覧すべき換地計画を作成しようとするとき（法88条第6項）

§ 2 縦覧に供された換地計画について提出された意見書の内容を審査する（法第88条第6項）

§ 3 換地計画を変更しようとするとき（法97条第3項）

§ 4 仮換地を指定しようとするとき（法第97条第3項）

§ 5 換地設計方針、換地設計基準案の説明（法に定めなし）

§ 6 小規模宅地の減歩緩和措置を定めるとき（法に定めなし）

§ 7 仮換地設計案を発表、閲覧、公開するとき、又案に関する意見書の審査（法に定めなし）

●審議会委員の守秘義務について

土地区画整理審議会委員は、非常勤の特別職の地方公務員であり、個人のプライバシーに関わる事項、個人情報等については、守秘義務が適用されます。

移転補償の手順

① 建物等の調査

移転をお願いする建物等の調査をします。また、移転に関する聞き取り調査を行います。



② 補償額の算定

調査の内容をもとに、移転をお願いする建物にかかる補償額を算定します。



③ 補償内容の説明

移転等の補償内容を各権利者の皆様に説明し、ご理解いただけるよう協議します。



④ 契約の締結

補償内容に承諾をいただきましたら、各権利者の方と契約を締結いたします。



⑤ 補償金の支払い（前払金）

契約が締結されると基準に基づいて補償金の一部をお支払いします。



⑥ 仮住居へ移転 ※仮住居が必要と認められる場合（換地の場合）

仮換地が利用できるまでの間、従前地から仮住居へ移転していただきます。



⑦ 建物等の移転

契約書に定められた時期までに従前地の建物等の移転をお願いします。

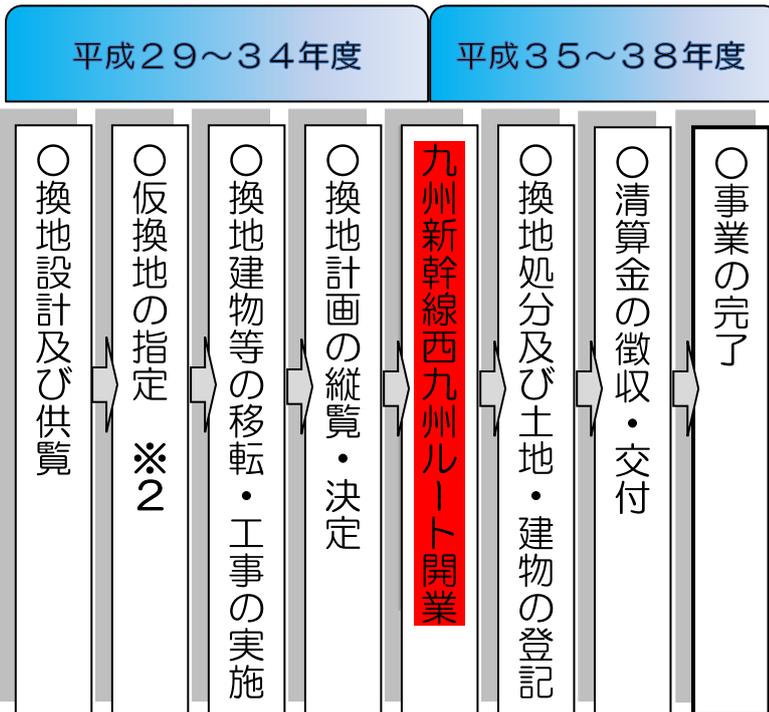
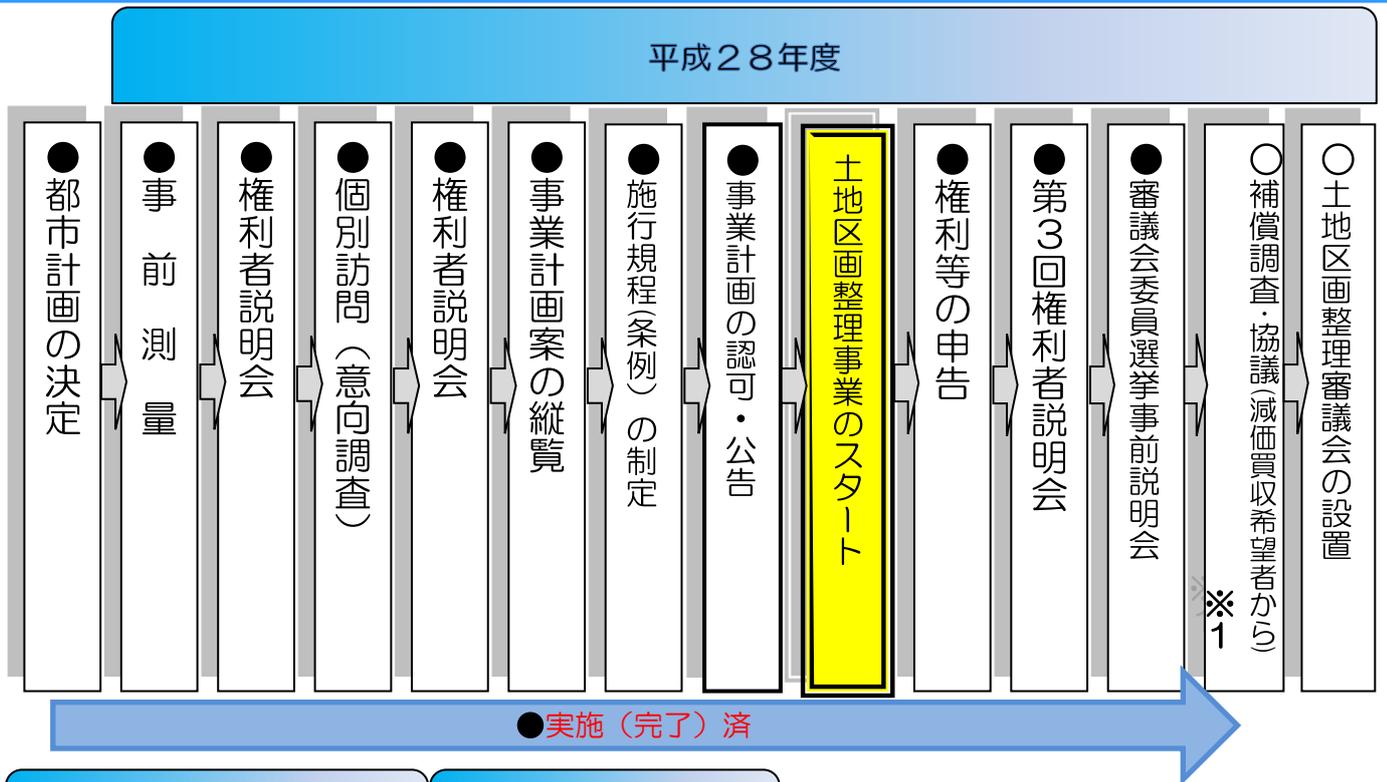


⑧ 補償金の支払い（残金）

建物等の移転確認が出来次第、補償金の残額を支払いたします。



●今後の予定について



※1 平成29年3月上旬までに減価買収の確定を行い、減価買収希望者の方には、今後、算定された補償金額に基づき移転協議を行わせていただきます。
協議成立後、契約を締結し、減価買収用地の建物等の移転をお願いするようになります。(平成29年度までに減価買収用地の取得完了)

※2 仮換地の指定は、平成29年10月頃を予定しています。

今回お知らせ致しました内容のほか、新大村駅周辺土地区画整理事業に関し、ご質問等がございましたら、以下までお気軽にお問い合わせください。

今後とも事業へのご理解とご協力をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

【問い合わせ先】大村市都市計画課 新幹線まちづくり推進室
〒856-8686 長崎県大村市玖島一丁目25番地
☎：0957-53-4111 (内線 438・466)
E-mail : shinkansen@city.omura.lg.jp